

# 2026年度 東海大学大学院 科目等履修生 出願要項

## 1. 出願資格

A. 修士課程及び博士課程前期の出願資格は、学校教育法第102条の規定により、次の一つに該当する者

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則第155条の規定により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者のうち、次の各号の一つに該当する者
  - ①学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
  - ②外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - ③外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - ④我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - ⑤外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価をうけたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
  - ⑥専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること。その他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - ⑦文部科学大臣の指定した者
  - ⑧大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと本学大学院が認めた者
  - ⑨本大学院が、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳に達した者

B. 博士課程及び博士課程後期の出願資格は、学校教育法第102条ただし書きの規定により、次の一つに該当する者

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 専門職学位を有する者
- (3) 学校教育法施行規則第156条の規定により、修士の学位を有する者もしくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者のうち、次の各号の一つに該当する者
  - ①外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - ②外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学

位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- ③我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ④国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑤外国の学校、第3号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- ⑥文部科学大臣の指定した者
- ⑦本大学院が、個別の出願資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達した者

C. 医学研究科博士課程の出願資格は、学校教育法第102条の規定により、次の一つに該当する者

- (1) 学校教育法第83条に定める大学の医学、歯学又は修業年限6年の獣医学、薬学を履修する課程を卒業した者
- (2) 修士の学位を有する者
- (3) 学校教育法施行規則第155条の規定により、前号に定める者と同等以上の学力があると認められる者のうち、次の各号の一に該当する者
  - ① 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
  - ② 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
  - ③ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - ④ 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価をうけたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
  - ⑤ 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）へ本学大学院が、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達した者

## 2. 出願手続

- (1) 出願方法

- 1) 出願期間

春学期：2026年3月9日（月）～3月13日（金）

秋学期：2026年9月1日（火）～9月7日（月）

## 2) フォームへの申し込み

別紙「科目等履修生問い合わせ先一覧」のURLリンクから「東海大学科目等履修生・研究生・聴講生出願フォーム」にアクセスし、必要事項を入力してください。履修科目が記載された時間割表は、別紙「科目等履修生問い合わせ先一覧」にて履修を希望する研究科（専攻）のカレッジオフィスを確認し、該当カレッジオフィスにお問い合わせください。

また、フォームでの申し込みには顔写真（電子媒体 ファイル形式：Jpeg 最近3か月以内に撮影したもの）が必要ですので事前にご準備ください。

## 3) 出願書類の送付

封筒に出願書類を入れ、表面に「科目等履修生願書在中」と朱書きのうえ、簡易書留（日本国外から出願する場合はDHL等）で出願締切日までに到着するように郵送または窓口に持参してください。

※送付先は、別紙「科目等履修生問い合わせ先一覧」にてご確認ください。

※窓口持参の場合は、予め出願先オフィスへ窓口開設時間をお問い合わせください。

## 4) 出願料 10,000円

フォームへの入力及び出願書類を受領後、出願料の支払いについて、出願フォームに登録いただいたメールアドレス宛にメールでご案内します。出願締切後、3日たってもメールが届かない場合には、出願先オフィスにご連絡ください。

学期を連続して履修する場合は、同一年度内の出願のみ出願料を免除します。

## （2）出願書類

### 1) 最終学歴の卒業・修了（見込）証明書または在学証明書（在学中の場合）（最近3か月以内に発行のもの）

※日本語又は英語以外の言語で記載されている場合は、公的機関、日本語学校、翻訳会社が証明する日本語または英語の訳文を添付してください（作成年月日、訳者氏名、住所、電話番号、署名（または印）を明記）。

### 2) パスポートのコピー（外国籍の方のみ）

※氏名、国籍、パスポートNo、発行年月日が見えるように印刷してください。

### 3) 在留カードの両面コピー（外国籍の方のみ）

※現に日本国に在住していない方は提出不要です。渡日後直ちに在留カードの両面写しを提出してください。

## 3. 選考方法

### 書類審査

## 4. 受入について

科目等履修生として受け入れを許可された者は、定められた期間内に、履修料を納入してください。納入確認後、「科目等履修生許可通知」「身分証」を交付します。

## 5. 履修料の納入について

(1) 履修料は次表のとおりとします。

履 修 料	講義・演習に関する科目	(1単位につき) 30,000円
	実験・実習・実技・外国語に関する科目	(1単位につき) 60,000円

(2) 履修料の一部減免について

以下の者については履修料の二分の一を免除します。詳細については出願先オフィスへお問い合わせください。

- ①学校法人東海大学が設置する各大学（大学院を含む）、各短期大学（ハワイ東海インターナショナルカレッジを含む）、各付属高等学校の卒業生
- ②東海大学と提携事業等を締結した公的機関派遣者
- ③学校法人東海大学が設置する教育研究機関及びこれに準ずる教育機関の専任教職員、並びに定年退職者（定年退職者に準ずる者を含む）
- ④東海大学と共同研究協定を締結した企業等からの派遣者
- ⑤札幌市南区在住者または勤務者（札幌キャンパスを対象とする）
- ⑥学生の相互交流（学費は相互免除）による受け入れの協定留学生

(3) 納入について

- 1) 履修料の延納は認められません。定められた期間内に必ず納入してください。
- 2) いったん納入した履修料は、理由の如何に関わらず返却できません。

## 6. 科目等履修生の身分取り消し

東海大学大学院科目等履修生に関する規程第15条に該当する場合は、科目等履修生の身分を取り消します。特に身分が取り消された外国人留学生については、出入国在留管理庁に通知します。

大学院科目等履修生に関する規程第15条

科目等履修生が大学の秩序を乱し、学則若しくは大学の諸指示に違反したとき、科目等履修生の本分に反したとき又は履修料の納入を怠ったときは、科目等履修生の身分を取り消す。

## 7. 留意事項

- (1) 単位の修得に当たっては、学芸を体系的に適切に配慮して科目を決定すること。
- (2) 正規生の履修を妨げない場合に限り履修を許可する。
- (3) 履修期間は、許可した科目の開講期間内とする。
- (4) 学位申請論文作成にともなう研究指導等については、履修を許可しない。
- (5) 出願後の履修科目の変更等は原則として認めない。ただし、正規生の履修者がいない科目は開講しないため、当該科目の履修許可を取り消し、科目変更を認めることがある。
- (6) 履修料の納入を怠ったときは、科目等履修生の身分を取り消す。
- (7) 大学院と学部の授業科目を学期内において同時に出願する場合は、大学院の出願料を免除する。

## 8. その他

- (1) 出願書類に記載された個人情報は、「個人情報の活用及び保護に関する取り組みについて」に定めてある「個人情報の利用目的について」以外に使用することはありません。
- (2) 本資格による在留資格「留学」として一回で交付される期限は6か月です。
- (3) 外国人留学生で科目等履修生として在留資格「留学」を取得するためには、週に10時間以上の指導を受けることが必要です。(出入国管理・難民認定法の第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)による)  
出願の際には、週10時間以上授業を受講するよう計画を立ててください。
- (4) 期間を継続する場合は、科目履修生の出願期間内に出願してください。なお、同一年度内で継続して出願する場合は、出願書類のうち1)の提出は免除されます。

以上

## 科目等履修生問い合わせ先一覧

履修を希望する研究科（専攻）等が複数あり、問い合わせ先がそれぞれ異なる場合はどちらか一方の問い合わせ先へご連絡ください。

履修希望科目開講研究科・センター	問い合わせ先
文学研究科、法学研究科  出願フォームURL: <a href="https://forms.office.com/r/fNngxbJNsy">https://forms.office.com/r/fNngxbJNsy</a>	〒259-1292 神奈川県平塚市北金目4-1-1 電話 0463-63-4201（直通） 東海大学湘南キャンパス ヒューマンソサエティカレッジオフィス
理学研究科、工学研究科  出願フォームURL: <a href="https://forms.office.com/r/q41Z9nQ29n">https://forms.office.com/r/q41Z9nQ29n</a>	〒259-1292 神奈川県平塚市北金目4-1-1 電話 0463-63-4210（直通） 東海大学湘南キャンパス サイエンス・エンジニアリングカレッジオフィス
人間環境学研究科、芸術学研究科、 体育学研究科、健康学研究科  出願フォームURL: <a href="https://forms.office.com/r/69LFptsQQ7">https://forms.office.com/r/69LFptsQQ7</a>	〒259-1292 神奈川県平塚市北金目4-1-1 電話 0463-63-4350（直通） 東海大学湘南キャンパス ウェルビーイングカレッジオフィス
医学研究科  出願フォームURL: <a href="https://forms.office.com/r/x5Dj3284ij">https://forms.office.com/r/x5Dj3284ij</a>	〒259-1193 神奈川県伊勢原市下糟屋143 電話 0463-93-1121（代表） 東海大学伊勢原キャンパス メディカルサイエンスカレッジオフィス
政治学研究科、経済学研究科、 情報通信学研究科  出願フォームURL: <a href="https://forms.office.com/r/aJ3DFQfufM">https://forms.office.com/r/aJ3DFQfufM</a>	〒108-8619 東京都港区高輪2-3-23 電話 03-3441-1171（代表） 東海大学品川キャンパス グローバルシチズンカレッジオフィス 品川キャンパス（教学担当）
海洋学研究科  出願フォームURL: <a href="https://forms.office.com/r/FGFuXu5LHJ">https://forms.office.com/r/FGFuXu5LHJ</a>	〒424-8610 静岡県静岡市清水区折戸3-20-1 電話 054-334-0411（代表） 東海大学静岡キャンパス 静岡カレッジオフィス（教学担当）
農学研究科  出願フォームURL: <a href="https://forms.cloud.microsoft/r/JTCciFy1QA">https://forms.cloud.microsoft/r/JTCciFy1QA</a>	〒862-8652 熊本県熊本市東区渡鹿9-1-1 電話 096-382-1141（代表） 東海大学熊本キャンパス 九州カレッジオフィス（教務担当）
生物学研究科  出願フォームURL: <a href="https://forms.office.com/r/WTPprSYuXE">https://forms.office.com/r/WTPprSYuXE</a>	〒005-8601 北海道札幌市南区南沢5条1-1-1 電話 011-571-5111（代表） 東海大学札幌キャンパス 札幌カレッジオフィス（教務・学籍担当）
総合教育センター  出願フォームURL: <a href="https://forms.office.com/r/c7htZfHL6K">https://forms.office.com/r/c7htZfHL6K</a>	〒259-1292 神奈川県平塚市北金目4-1-1 電話 0463-63-4380（直通） 東海大学湘南キャンパス 総合教育センター（教務担当）